

夏井川水系河川整備計画

自然のいぶきと歓声の聞こえる夏井川

平成 14 年 4 月

福 島 県

夏井川水系河川整備計画

目 次

第 1	河川整備計画の目標に関する事項	
1	河川整備の現状	
(1)	流域の概要	1
(2)	治水事業の変遷	4
(3)	利水の変遷	4
2	河川整備計画の目標に関する事項	
(1)	洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	5
(2)	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	6
(3)	河川環境の整備と保全に関する事項	7
3	計画対象期間及び対象区間に関する事項	
(1)	計画対象期間	8
(2)	計画対象区間	8
第 2	河川の整備の実施に関する事項	
1	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要	10
2	河川の維持の目的、種類、施工の場所	33
3	その他の河川整備を行うために必要な事項	
(1)	河川情報の提供に関する事項	35
(2)	地域や関係機関との連携等に関する事項	35

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 河川整備の現状

(1) 流域の概要

ア 流域

夏井川は、阿武隈山系大滝根山（EL1,192.5m）、仙台平（EL870.1m）、高柴山（EL884.4m）、黒石山（EL864.5m）を結ぶ稜線を分水嶺とし、南に流下し滝根町で梵天川、小野町で右支夏井川を合流後向きを南東に変え、阿武隈山地を横断し、更に、いわき市で小玉川、好間川、新川を合流した後、太平洋に注ぐ流域面積748.6 km²、法指定区間67.1kmの二級河川である。

この流域は、福島県南東部に位置し、主にいわき市、小野町、滝根町の1市2町からなり、その他石川郡平田村、東白川郡古殿町の一部を含んでいる。

本河川は、これらの地域において治水上重要であるとともに、水源として社会・経済基盤の発展に寄与し、また貴重な水辺環境であることから、治水・利水・環境面での意義は極めて大きい。

イ 社会環境

流域の人口は約15万人で、そのほとんどがいわき市、小野町、滝根町の市街地に集中している。それを表すように、流域の土地利用は約75%が農地、山林で占められており、宅地は約5%にすぎない。

産業については、下流域では昭和39年いわき地区新産業都市の指定以来、都市化の進展や生産活動の拡大がめざましく、いわき市は福島県浜通地区の経済、文化の構築に寄与してきている。また、上流域では小野町を中心に古くから林業、畜産を主産業として発展してきた。近年では精密、電子機器等の生産を主産業として工業都市への展開を見せている。

交通網については、下流域で国道6号、49号、常磐自動車道、磐越自動車道、JR常磐線、JR磐越東線等の重要交通網が輻輳している。また、上流域では磐越自動車道が中通りの拠点都市郡山市と浜通りの拠点都市いわき市を結ぶアクセスポイントとなっている。

ウ 自然環境

本流域の上流部は、阿武隈高原の南東端に位置し、古い時代に形成された地形に侵食作用が進んだなだらかな地形となっている。源流部はあぶくま洞や入水鍾乳洞で有名な「阿武隈高原中部県立自然公園」に指定されている。上流部は、北方系植物の南限種および南方系植物の北限種が混在するという特性を有し、主にスギ等の常緑針葉樹林帯となっているが、この間を埋めるようにコナラ群落、カスミザクラ - コナラ群落、ブナ - ミズラ群落、アカマツ群落等が分布している。なお、第3回自然環境保全基礎調査（1988年、環境庁）において、仙台平カルストのケヤキ林が貴重な植物群落として報告されている。最上流部では比較的大きな礫が河床に点在し、清流に生息するイワナ、ヤマメ等が生息する。上流部では古い時代に形成された地形のため、河床は侵食作用が進みなだらかな勾配となっており、礫の堆積はあまり見られない。沿川にある平地は水田として利用され、カワセミ等の鳥類が生息する。また、ウグイ、アブラハヤ等の他、特に「レッドリスト(環境庁)」に挙げられている絶滅危惧類のギバチが生息するなど、豊かな自然環境を有している。

中流部は、阿武隈高原東縁部に位置し、急峻な山並みに囲まれた夏井川渓谷を形成している。この地域は、背戸峨廊、籠場の滝に見られる様に、四季折々に変化する植生が織りなす渓谷美を誇り、「夏井川渓谷県立自然公園」に指定されている。ほとんどが山地のため、上流部の山地帯と同じような植生の分布をしており、鳥類では、ヤマセミ、カワガラス等が生息する。なお、背戸峨廊のアカマツ林・イヌブナ林、夏井川渓谷のモミ林等貴重な植物群落がある。河床は、花崗岩が露出し白く美しい景観を呈しており、ヤマメ、ウグイ、アブラハヤ等が生息している。

下流部は、浜通り地方に位置し、扇状地性・三角洲性の都市平野部を形成し河床勾配は非常に緩やかで左右にゆったりと蛇行しながら流下しており、河床には土砂が堆積している。丘陵地にコナラ林・アカマツ常緑針葉樹林、平地は水田雑草群落分布している。特に、県指定天然記念物として指定されている上平窪の椎木群や石森地区のカリンがある。鳥類では、愛谷堰上流で渡りの時期に休息しているコハクチョウ、オナガカモがみられる。魚類では、ウグイ、オイカワ、カジカ、フナ、コイ等が生息している。

河口部付近は、「磐城海岸県立自然公園」の一角に含まれ、豊かな松林が続く舞子浜となっており、砂州の形成部はコアジサシの集団繁殖地となっている。この松林帯と海浜が織りなす自然景観と安定した河川流況が相まって潤いのある水辺環境を創出している。また、ヨシ・セリ・ヒメガマなどの水生・湿生植物が多く分布し、アユ、サケが遡上する。

夏井川の水質は、昭和49年3月26日付けで「生活環境の保全に関する環境基準」として、好間川合流点より上流でA類型・下流でB類型の指定を受けており、上流北ノ内橋では以前は環境基準値を満足していなかったものの、平成9年以降は水質の改善が進み、現在では環境基準値を満足している。中・下流の久太夫橋・六十枚橋では環境基準値を満たしている。



(2) 治水事業の変遷

夏井川は上中流部が山地となっていることから、急激に流れ下る流水により洪水氾濫の被害を受けてきた。このため古くから霞堤を主体とする治水工法（甲府市釜無川に見られる「甲州流防河法」）が採られてきたが、経済活動・土地利用の変革に伴い昭和8年の河川改修工事以来、霞堤は姿を消し連続堤による工法が採られてきている。

夏井川では、浸水家屋1,944戸、被害総額24億円の大きな被害を受けた、昭和52年9月洪水を契機に、夏井川本川の中小河川改修事業に着手した。また、新川、好間川、小玉川、右支夏井川、梵天川等の諸支川の改修工事も順次進めてきた。その後、昭和61年8月洪水においては浸水家屋1,705戸、被害総額80億円、平成元年8月洪水においては浸水家屋1,098戸、被害総額51億円の大きな被害を受けたため、治水計画を見直し、夏井川では鎌田橋基準点の基本高水を3,800m³/s、右支夏井川では稲荷橋基準点の基本高水を440m³/sとし、改修工事を行っている。

(3) 利水の変遷

夏井川は古来からかんがい用水の他、急な勾配を利用した発電用水にも利用されている。かんがい用水は流域全域で小川江大堰、愛谷堰等多くの取水施設から取水されている。小川江大堰においては最大3.861m³/sが小川江筋に取水され973haのかんがいに利用されており、愛谷堰においては最大1.982m³/sが愛谷筋に取水され372.8haのかんがいに利用されている。

流域には、大正5年より稼働している川前発電所を含め10ヶ所の発電所があり、最大時には25,886kw/hrの発電が行われている。

都市用水については、従来より、小川江堰で0.417m³/s、愛谷堰で0.166m³/sの水道用水が取水されているが、平成9年に小玉ダムが完成し、新たな都市用水として、上水道0.174m³/s、工業用水0.127m³/sが取水されることとなった。

また、小野町では水道用水として、ため池等から約2,300m³/日、右支夏井川から約2,400m³/日取水しているが、昭和60年12月、平成8年7月及び平成9年7月において、既存水源の貯水位低下に伴う断水、地下水利用者へ給水車による給水等湯水時の対応を行っている。

2 河川整備計画の目標に関する事項

事業を進めるに当たり、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるために、施設整備の必要性・計画の正当性について、流域住民の理解を広く求める。また、流域内の資産や人口分布・土地利用の動向等を的確に踏まえて、治水効果の早期発揮に向けて段階的に整備を進める。

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

ア 現状と課題

夏井川では、昭和52年9月の出水により新川流域を中心に水害が発生し、昭和61年8月、平成元年8月には夏井川流域全体で多大な水害が発生した。このように度々の水害に見舞われていることや、河川改修の状況(改修率5.5%：注1)を踏まえると、治水の現状は水系全体として決して十分なものとは言えない。また、支川仁井田水系は、海岸線沿いを流下し河口付近において本川に合流する。このため、縦断勾配が非常に緩やかであり、本川の河床高の影響を非常に受けやすい地形をなしている。

本河川整備計画の策定にあたっては、河道の現状・社会環境・自然環境・水利用・河川空間の利用状況等を把握するとともに、流域の面積及び資産等から、適切な治水安全度を設定し、その向上を図りながら、地域住民の安全を目指すことが課題として挙げられる。

イ 目標

本流域では、基本的に流域全体の既往最大となる昭和61年8月の豪雨で発生した洪水における家屋浸水被害の解消を図ることを目的とする。しかしながら支川新川流域については、昭和52年9月の豪雨がこの流域の既往最大となることから、昭和52年9月の豪雨で発生した洪水における被害の著しい箇所の家屋浸水被害の解消を図る。また、支川仁井田川流域については、昭和61年8月の豪雨による洪水が既往最大となるが、地形的要因から上下流のバランスの確保及び夏井川本川の開削を待つ必要があるため、本整備計画では平成元年8月の豪雨で発生した洪水による家屋浸水被害の解消を図る。

注1

$$\text{改修率(％)} = \frac{\text{一定計画に基づき改修された延長}}{\text{指定区間のうち改修を必要とする延長}} \times 100$$

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア 現状と課題

夏井川は古来からかんがい用水の他、急な勾配を利用した発電用水にも利用されており大正5年より稼働している川前発電所を含め10ヶ所の水力発電所がある。

また、戦後は水道用水にも利用されるようになり、夏井川はいわき市、右支夏井川は小野町の水道用水の水源となるなど、地域の重要な水源となっている。しかし、現在流域内の水道普及率は低く今後の安定的な水供給を行うため普及率の向上が期待されており、いわき市や小野町の水道用水など、今後の水需要の伸びに対応すべく安定した用水の確保が必要となる。

河川流況については、夏井川本川下流部の愛谷堰～小川江大堰において、現状での渇水時の対応として、両堰間の自主的な水利調整により被害を最小限に食い止める努力がなされているが、近年は渇水の被害が報告されていない。

水質については、夏井川本川の河口から好間川合流点までがB類型、好間川合流点から上流がA類型、仁井田川がA類型、好間川の本川合流部から町田橋がB類型、町田橋上流がA類型に指定されている。本川上流北ノ内橋環境基準点、仁井田川松葉橋、好間川愛宕橋において環境指標のひとつであるBOD(75%値)が平成8年度までは環境基準を満たしていなかったが、水質改善がみられ平成10年度には夏井川水系の類型指定箇所全てで基準値を満足している。

なお、新川においては類型指定はされていないものの、BOD(75%値)が3.0～15mg/lと夏井川水系の他河川に比べて非常に高くなっているが、現在いわき市において公共下水道事業が実施されており、今後の水質改善が見込まれている。

イ 目標

河川の適正な利用については、今後の水需要も考慮した水資源の開発及び合理的な利用の促進を図っていく。

河川は貴重な地域資源であるため関係市町村、利水関係者、河川愛護団体及び漁業関係者等から積極的に情報を収集し、流量データの蓄積を行うとともに動植物の保護、景観、水質の保全等に必要な流量に配慮し、流水の正常な機能の維持に必要な流量の検討をしていく。

なお、夏井川本川については既施設を活用して流水の正常な機能の維持に努める。小玉川においては、小玉ダム下流にて正常流量をかんがい期の代掻期(5/1～5/10)で1.177m³/s、普通期(5/11～9/10)で1.064m³/s、非かんがい期(9/11～4/30)で0.678m³/sと設定し、小玉ダムで流量を確保することにより、流水の正常な機能の維持に努めるものとする。また、黒森川においては、正常流量を赤沼堰利水基準点でかんがい期の代掻期(5/1～5/5)で0.087m³/s、普通期(5/6～9/5)で0.041m³/s、非かんがい期(9/6～4/30)で0.039m³/sと設定し、今後建設されるこまちダムの補給により確保していくものとする。

新川においては、水質の監視と水質改善に向けて関係機関との調整に努める。

また、有限な資源である水の有効利用や、良好な環境の保全を図るためにも、関係利水者等との連携を取りながら適正な水運用を図る。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア 現状と課題

上流部は集落周辺にブロック護岸が見られるものの、多くは土羽堤防で堤防高も低く、水辺への接近が容易である。河川植生も多く、ふるさとの川としての役割を果たしている。また、右支夏井川の稲荷橋付近では灯籠流しが毎年行われている。

中流部の夏井川渓谷は四季折々の美しさを呈するとともに、人々への憩いと安らぎの場を提供している。また、渓谷の入り口に当たる磐越東線夏井駅付近の両岸に千本桜として親しまれている桜があり、親水護岸なども整備され、春には多くの花見客の目を楽しませている。渓谷部のいわき市川前地区では釣り大会も毎年実施されている。

広い河川敷を有する下流部は、河口部を含めて親水公園等が整備中であり、それらの一部が竣工し利用されている。また、真似井川との合流点のいわき市平窪地区ではイカダ下り、夏井川本川の平大橋付近では灯籠流しや花火大会等が定期的開催されている。

なお、夏井川水系では、河川環境管理に関する施策を総合的・計画的に実施するために「夏井川水系河川環境管理基本計画」を平成3年に策定している。

本流域では、上下流域毎に河川愛護活動や河川清掃や堤防沿いの桜並木の病気駆除等が活発に行われている。このような単独の活動を流域全体で連携のとれた活動とするため、住民と行政のパートナーシップのもと、上下流住民の交流を推進することを目的に、平成12年度から連携交流事業が進められている。

このような河川環境を踏まえ、地域住民の環境への関心の高まりと多様なニーズに応えるために、自然環境に配慮するとともに、地域と密着した川づくり等を目指していく必要がある。また、河川における動植物の生息・生育環境および景観の保全等については、流水の正常な機能の維持を図る必要がある。

イ 目標

本流域は中核都市いわき市の中心市街地や3つの県立自然公園を有するなど、上流から河口まで変化に富んだ流域であるため、河川の特長や地域の個性に配慮した、整備と保全を図ることとする。

上流部においては、山間盆地平野と調和するふるさと川の風情を持った景観に配慮し、人々が水辺に親しみやすい水辺空間を確保する。

中流部は、そのほとんどが渓谷のため、水と四季折々に変化する植生が織りなす渓谷美とヤマセミ、カワガラス等の生息に対し良好な環境の保全に努める。

下流部及び河口部は、ウグイ、オイカワや河岸に繁茂するヨシ、オギ等の動植物の保全を図りつつ、親しみのもてる川づくりを行い人々の憩いの場・潤いの場として利用できる水辺空間の確保を図る。

また、流域内の様々な動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを進めるため、出来る限り現状の豊かな自然を尊重した川づくりや魚がのぼりやすい川づくり等を進める。

3 計画対象期間及び対象区間

(1) 計画対象期間

本河川整備計画の目標を達成するための対象期間は次のとおりとする。

計画対象期間：概ね30年

(2) 計画対象区間

本整備計画は、夏井川及び支川の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表 -1.3.1 計画の対象とする区間

No.	河川名	本支川	区 域	流域面積 (km ²)	指定区間 延長(km)
1	夏井川	本 川	河口～指定区間上流端	748.6	67.1
2	梵天川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	10.5	3.2
3	右支夏井川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	33.7	19.0
4	車 川	2次支川	右支夏井川合流点～指定区間上流端	16.0	5.8
5	黒森川	2次支川	右支夏井川合流点～指定区間上流端	9.4	5.9
6	大倉川	2次支川	右支夏井川合流点～指定区間上流端	2.2	1.3
7	十石川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	7.0	5.3
8	九竜滝川	2次支川	十石川合流点～指定区間上流端	11.6	5.5
9	三坂川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	41.8	11.0
10	鹿又川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	33.3	3.5
11	荒神川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	8.0	2.5
12	小玉川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	77.8	25.2
13	相 川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	7.4	1.7
14	真似井川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	5.2	3.5
15	茨原川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	12.6	3.6
16	常 住川	2次支川	茨原川合流点～指定区間上流端	4.5	2.5
17	好間川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	103.3	33.2
18	新 川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	33.4	24.7
19	高野川	2次支川	新川合流点～指定区間上流端	4.2	2.2
20	宮 川	2次支川	新川合流点～指定区間上流端	6.3	3.1
21	仁井田川	1次支川	夏井川合流点～指定区間上流端	82.0	25.5
22	高倉川	2次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	2.8	3.8
23	袖玉山川	2次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	6.7	3.6
24	白岩川	2次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	5.9	3.5
25	原高野川	2次支川	仁井田川合流点～指定区間上流端	5.8	4.6
26	赤沼川	3次支川	原高野川合流点～指定区間上流端	6.5	3.4
27	三夜川	4次支川	赤沼川合流点～指定区間上流端	3.2	3.2



図-1.3.1 夏井川水系計画対象区間

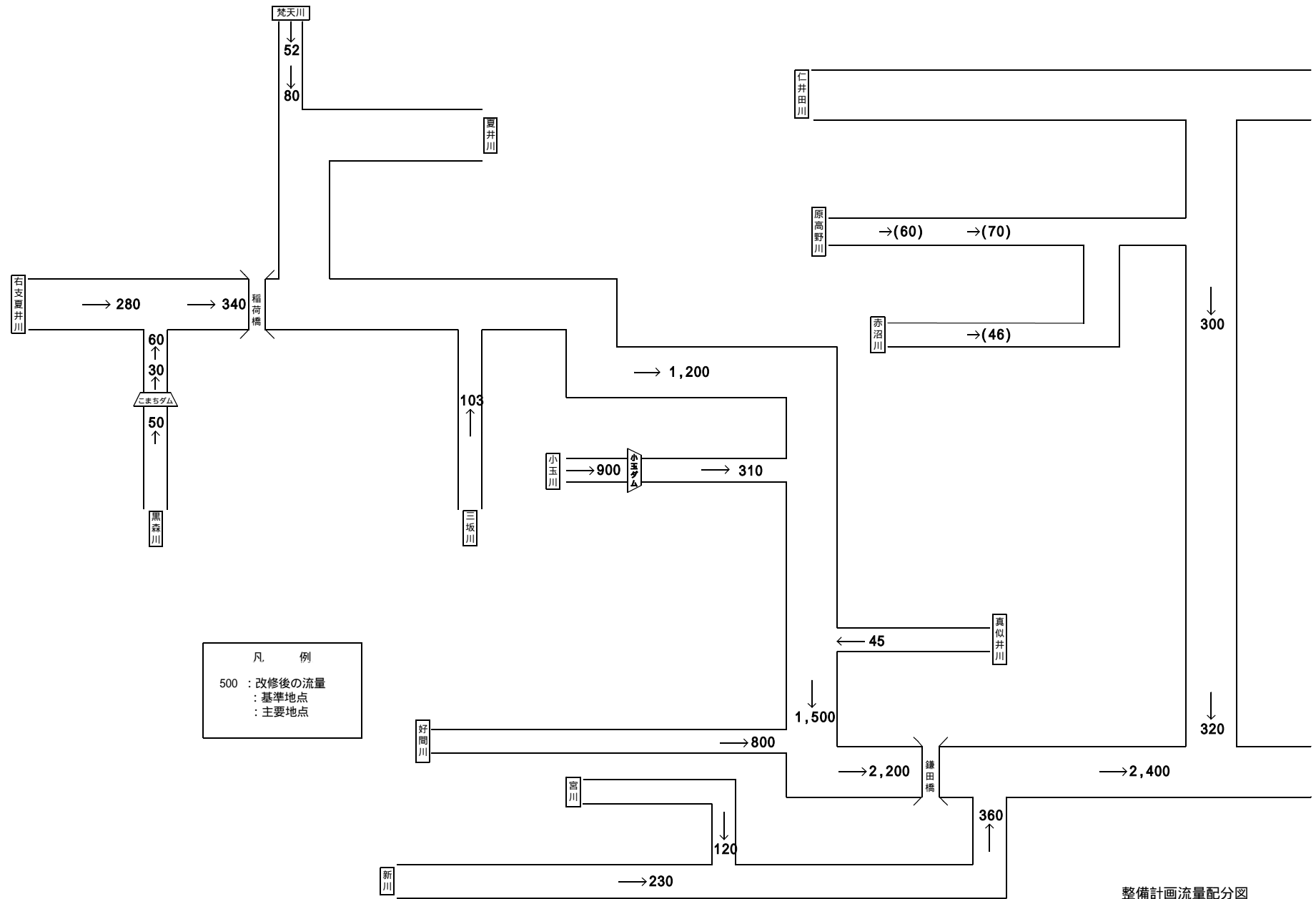
第2 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内において、表-2.1.1に示す整備の実施・促進を図るものとする。表-2.1.1に示す各事業の位置は図-2.1.1に示したとおりである。なお、実施にあたっては自然環境への配慮に努めるものとする。

表-2.1.1 河川整備箇所一覧表

管内	No.	河川名	区 間	整備延長 (km)
いわき 建設 事業 所		夏井川	河口～小川町塩田地区	21.8
		新川	宮川合流部～ ^{うちごう} 内郷白水町	1.5
		宮川	新川合流部～ ^{うちごう} 内郷高坂地区	0.5
		真似井川	平中平窪地区～平上平窪地区	0.6
		仁井田川	本川合流部～ ^{よつくらまちしもにいだ} 四倉町下仁井田地区	0.6
		赤沼川	^{たいらいずみざき} 平泉崎磐井前地区～ ^{たいらいずみざき} 平泉崎岸前地区	0.4
		三坂川	^{みわまちかみみさか} 三和町上三坂(三坂橋)～ ^{みわまちかみみさか} 三和町上三坂(立野橋)	0.4
		小玉川	小川町高萩地区～小川町西小川地区(山下橋)	0.4
		好間川	好間町川中子～好間町下好間地区	0.8
	原高野川	四倉町(常磐線)～平絹台地区	1.8	
県中 建設 事務所	1	右支夏井川	夏井川合流点～小野町 ^{ほんいいとよ} 本飯豊地区	5.4
	2	梵天川	滝根町 ^{かんまた} 神俣地区～ ^{したじょう} 下城地区	1.2
	3	黒森川 こまちダム	小野町 ^{しゅうぶ} 菖蒲谷地区	H=約41m
	4	黒森川	小野町小野赤沼地区～小野町 ^{しゅうぶ} 菖蒲谷地区	1.8



整備計画流量配分図

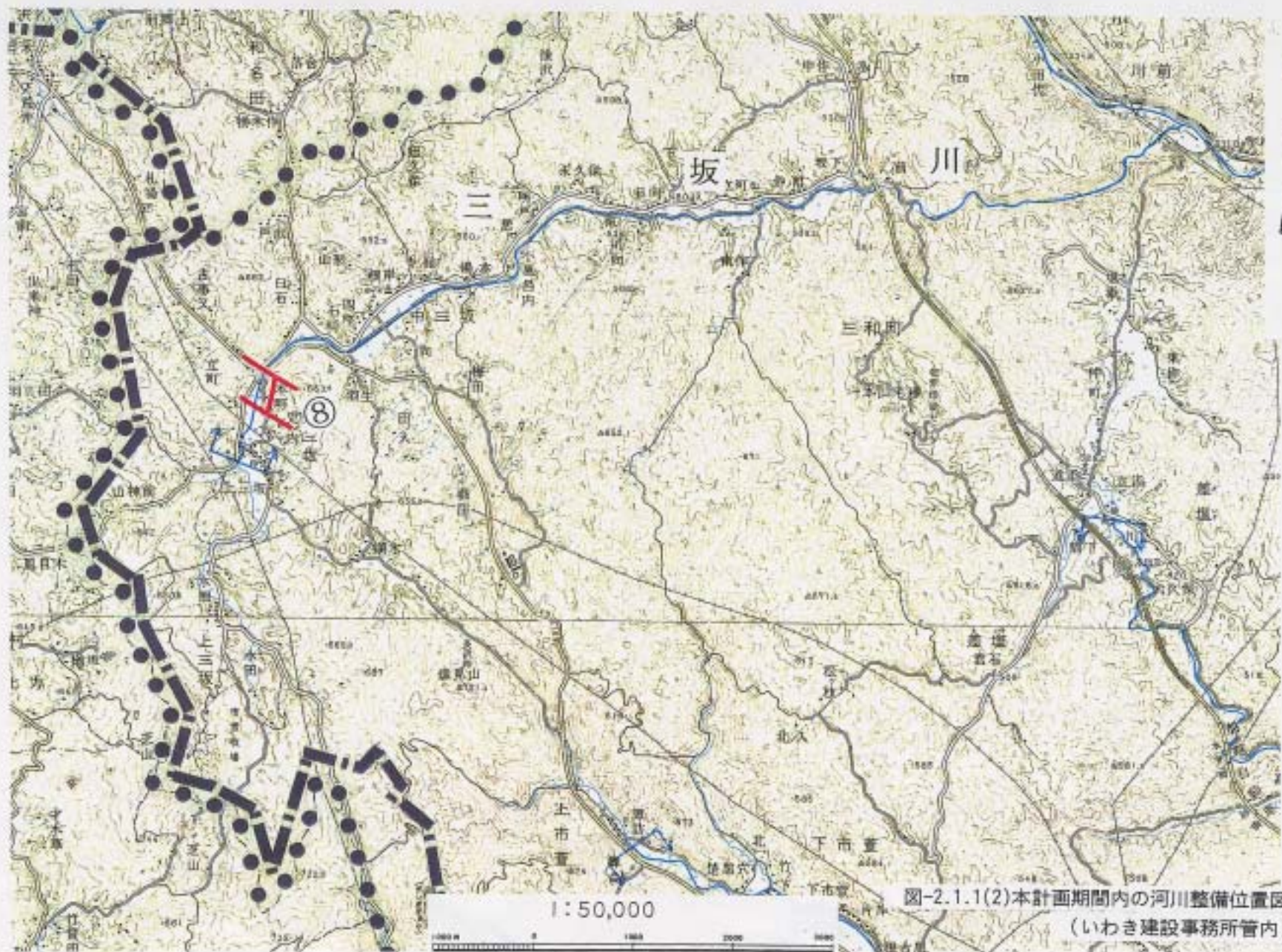


図-2.1.1(2)本計画期間内の河川整備位置図
(いわき建設事務所管内)



図-2.1.1(3)本計画期間内の河川整備位置図
(県中建設事務所管内)

夏井川本川（河口～小川町塩田地区）

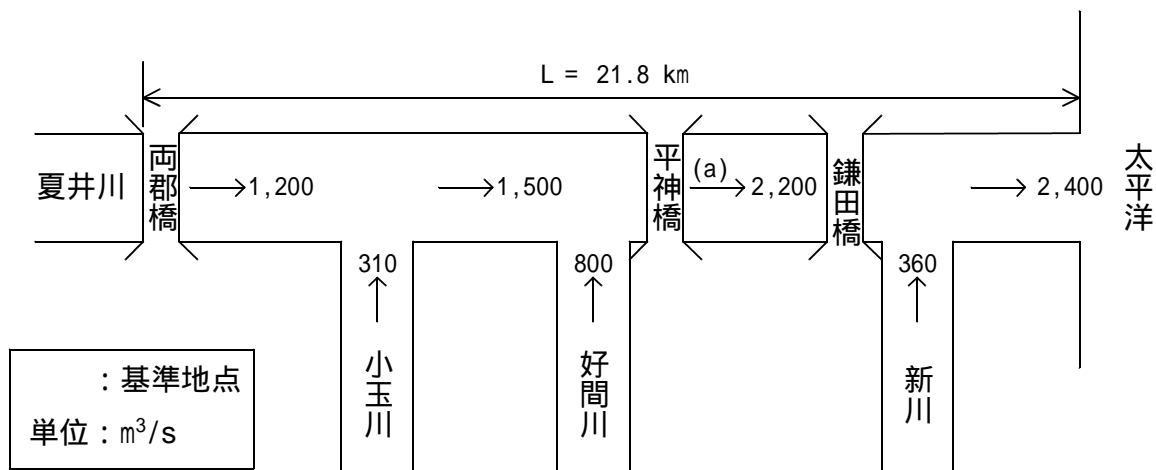
河口から小川町塩田地区間（約21.8km）において、いわき市の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和61年8月の洪水による浸水被害を解消できるようにする。

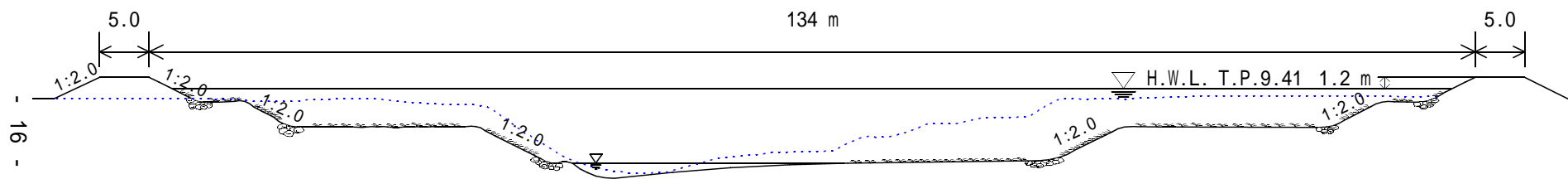
なお、実施にあたっては、各地点での河川特性を損なわないよう自然環境に配慮し、また、上流区間では田園風景と一体となって形成される河川景観の創出、下流部では、川辺でイベントや祭りなどの行事を楽しむことができるような環境を創出し、人々が水辺に親しめるような施設整備も併せて行っていくものとする。



鎌田橋付近の河川整備イメージ図

流量配分図





(a)夏井川 平神橋地点(河口から 7.4km)

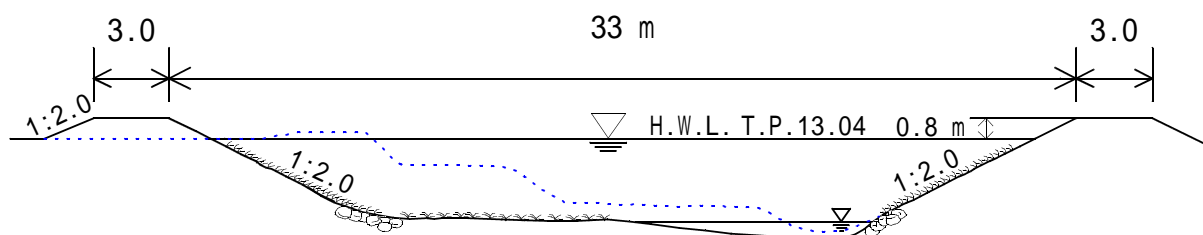
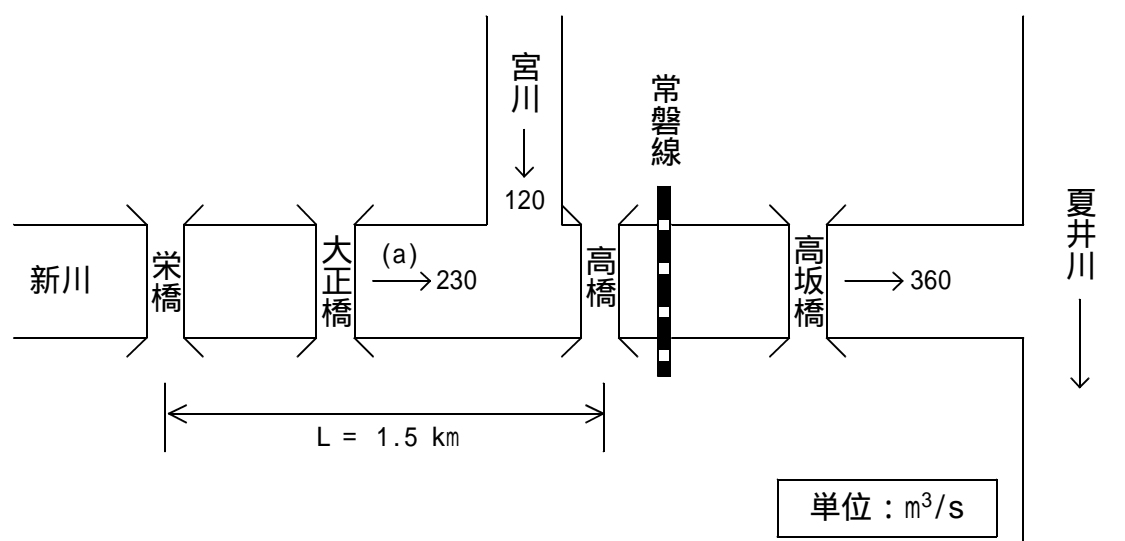
新川（宮川合流部から内郷白水町内）

宮川合流部から内郷白水町区間（約1.5km）において、洪水被害実態及び土地利用状況をふまえ、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和52年9月の洪水における被害の著しい箇所の家屋浸水被害を解消できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澇筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

また、新川は現在コンクリート護岸となっている部分を土羽構造とすることにより、植生の繁茂を誘導し水質の浄化を図る。

流量配分図



(a)新川 大正橋地点(新川宮川合流点から 0.65km)

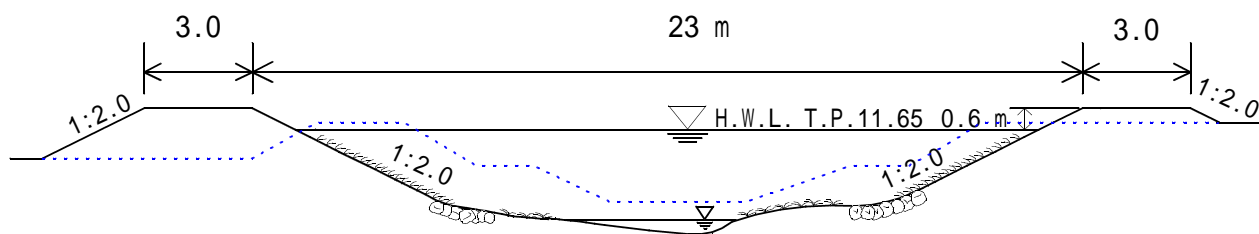
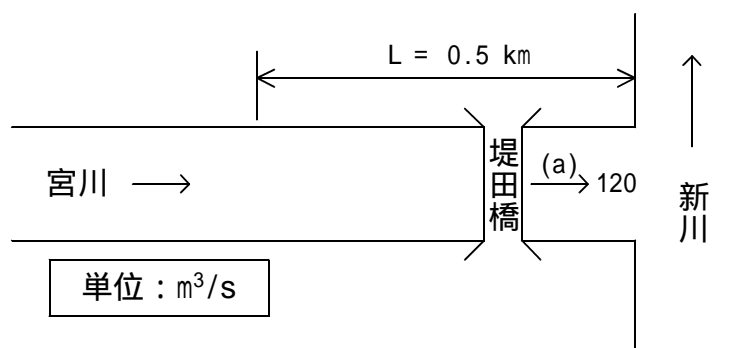
宮川（内郷高坂地内）

新川合流部から内郷高坂地区間（約0.5km）において、洪水被害実態及び土地利用状況をふまえ、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和52年9月の洪水における被害の著しい箇所の家屋浸水被害を解消できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澁筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

また、宮川でも新川と同様に現在コンクリート護岸となっている部分を土羽構造とすることにより、植生の繁茂を誘導し水質の浄化を図る。

流量配分図



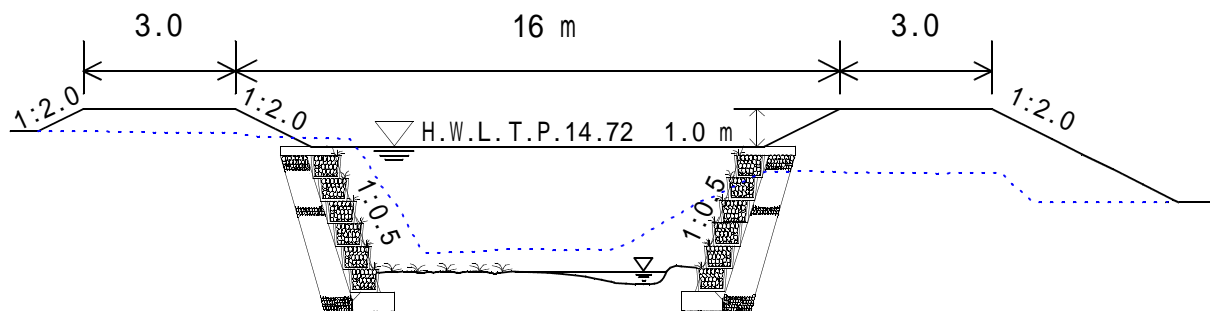
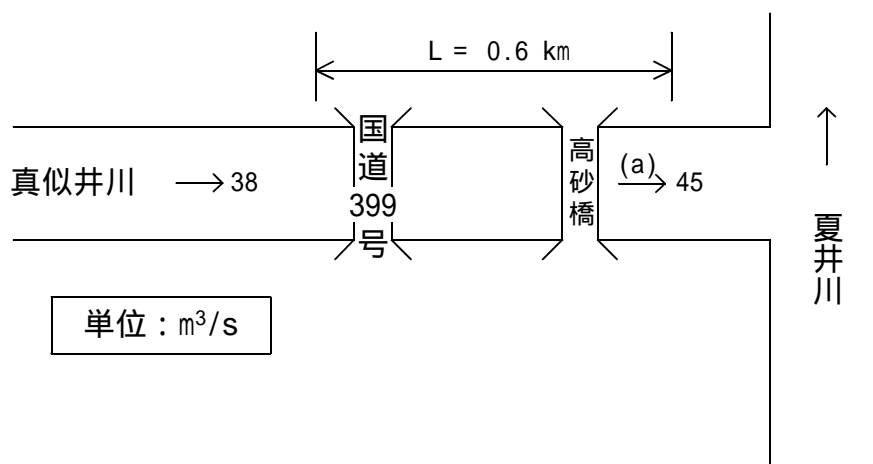
(a)宮川 堤田橋地点(新川宮川合流点から 0.10km)

真似井川（平平窪地区）

平中平窪地区から平上平窪地区間（約0.6km）において、いわき市平窪地区の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和61年8月の洪水による浸水被害を解消できるようにする。

また、本事業は市街化の進んだ周辺の土地制約等から、計画断面勾配 1：0.5を採用するが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。

流量配分図



(a)真似井川 高砂橋地点(本川合流点から 0.14km)

護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

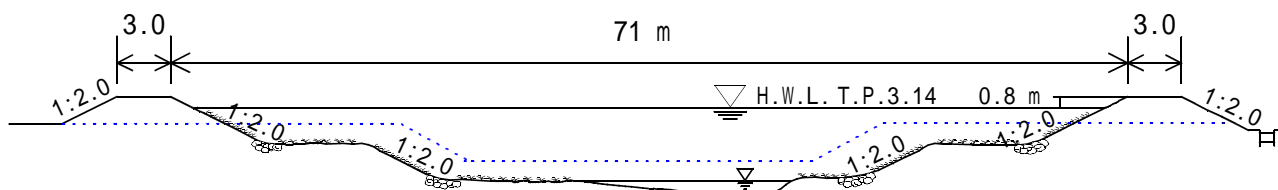
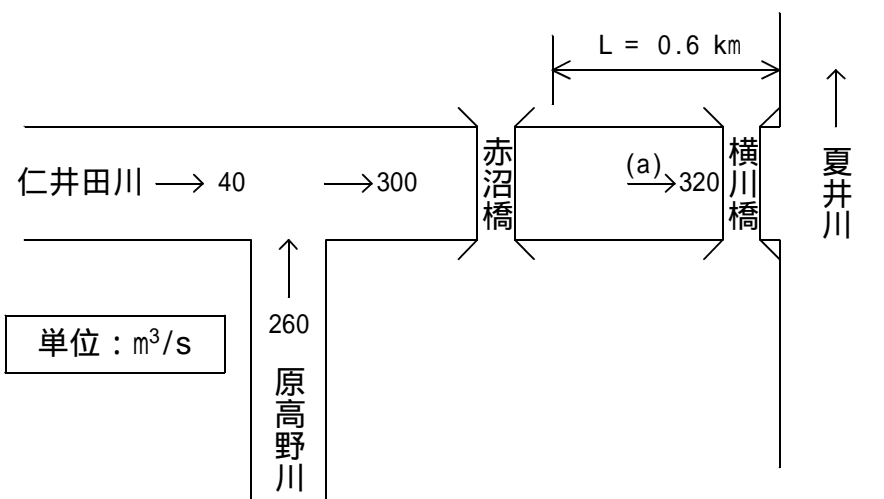
仁井田川（四倉町下仁井田地区）

本川合流部から四倉町下仁井田地区間（約0.6km）において、当該地区の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、平成元年8月の洪水による家屋浸水被害を解消できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澁筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

また、実施区間は松林が続く磐城海岸県立自然公園内であるため、自然公園の風景に調和するよう努めるものとする。

流量配分図



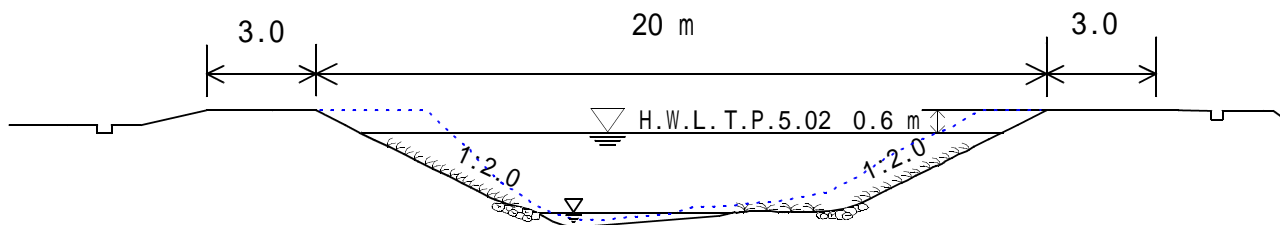
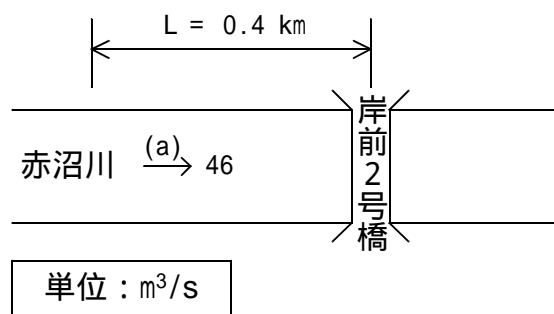
(a)仁井田川 横川橋地点(本川合流点から 0.23km)

赤沼川（平泉崎地区）

平泉崎磐井前地区から平泉崎岸前地区間（約0.4km）では、当該地区の洪水防御のため、河道掘削により河積を拡大し、平成元年8月の洪水による家屋浸水被害を解消できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澁筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

流量配分図



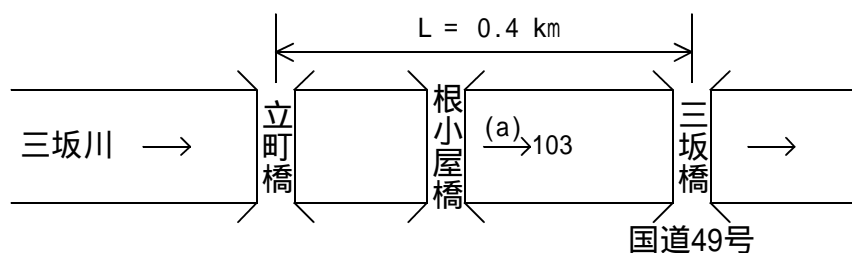
(a)赤沼川 岸前2号橋地点(原高野川合流点から 2.38km)

三坂川（三和町上三坂地区）

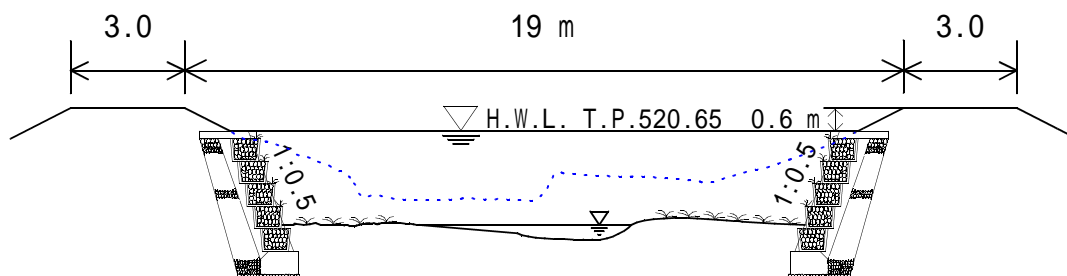
三和町上三坂（三坂橋）から三和町上三坂（立野橋）間（約0.4km）において、当該地区の洪水防御のため、河道掘削により河積を拡大し、昭和61年8月の洪水による浸水被害を解消できるようにする。

また、本事業は周辺の土地制約状況等から、計画断面勾配 1：0.5を採用するが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。

流量配分図



単位：m³/s



(a)三坂川 根小屋橋地区（本川合流点から 11.9km）

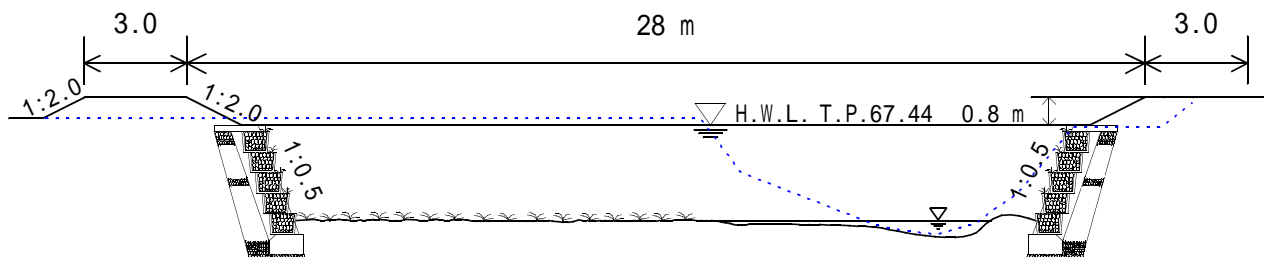
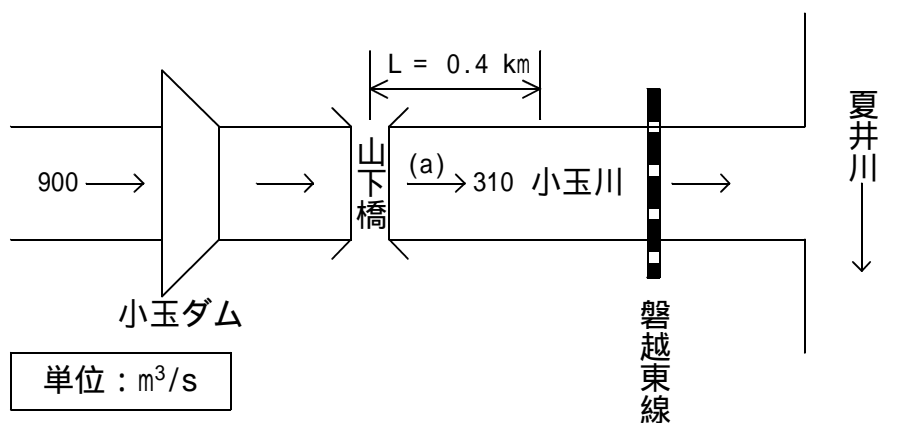
護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

小玉川（小川町西小川地区）

小川町高萩地区から小川町西小川地区（山下橋）間（約0.4km）において、当該地区の洪水防御のため、築堤、河道掘削により河積を拡大し、昭和61年8月の洪水による浸水被害を解消できるようにする。

なお、本事業は周辺の土地制約状況等から、計画断面勾配 1：0.5を採用するが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。

流量配分図



(a)小玉川 山下橋地区（本川合流点から 2.90km）

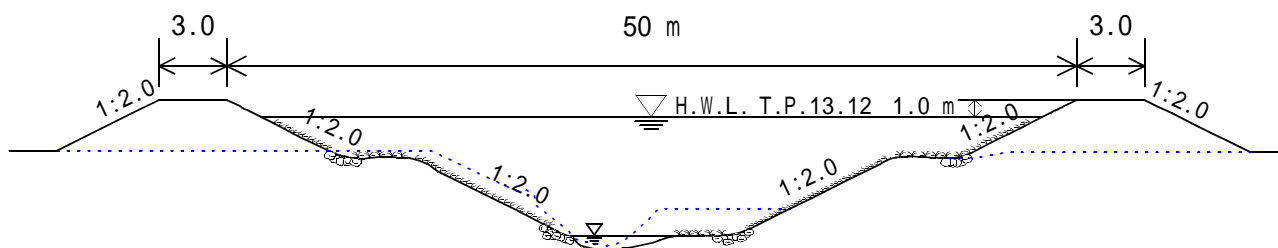
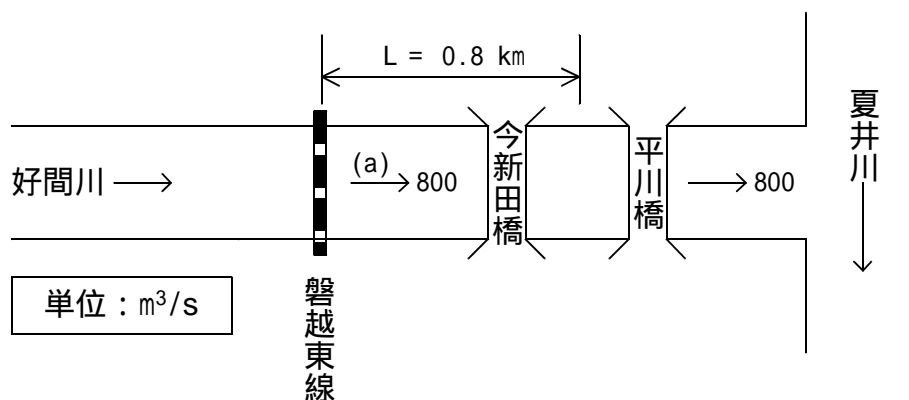
護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

好間川（好間町下好間地区）

好間町川中子から好間町下好間地区間（約0.8km）において、河道掘削、築堤により河積を拡大し、昭和61年8月の洪水による浸水被害を解消できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澁筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

流量配分図



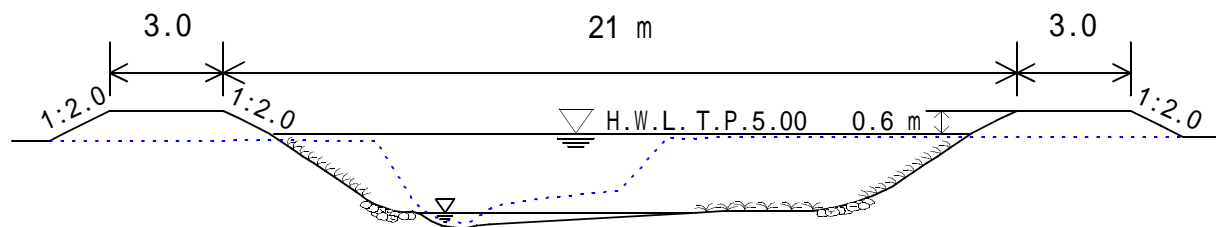
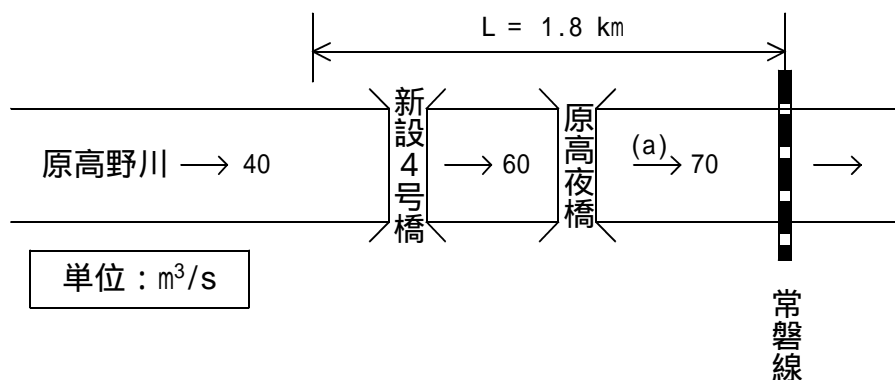
(a)好間川 今新田橋地点(本川合流点から 1.60km)

原高野川（四倉町細谷地区）

四倉町（常磐線）から平絹台地区間（約1.8km）において、河道掘削、築堤により河積を拡大し、浸水区域を平成元年8月の洪水による家屋浸水被害を解消できるようにする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澁筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

流量配分図



(a)原高野川 原高野橋地点(JR常磐線橋から 1.02km)

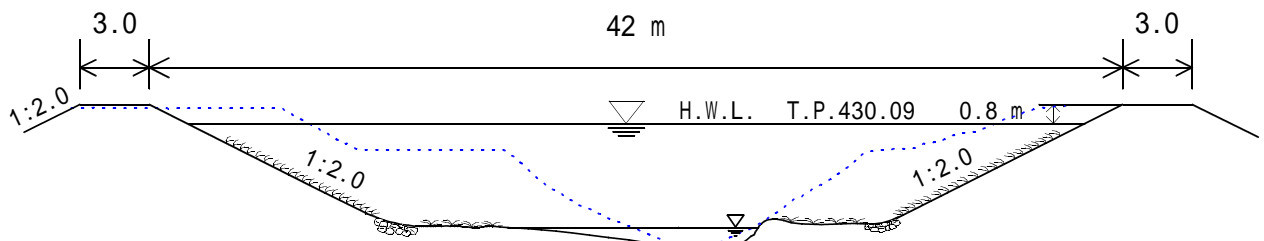
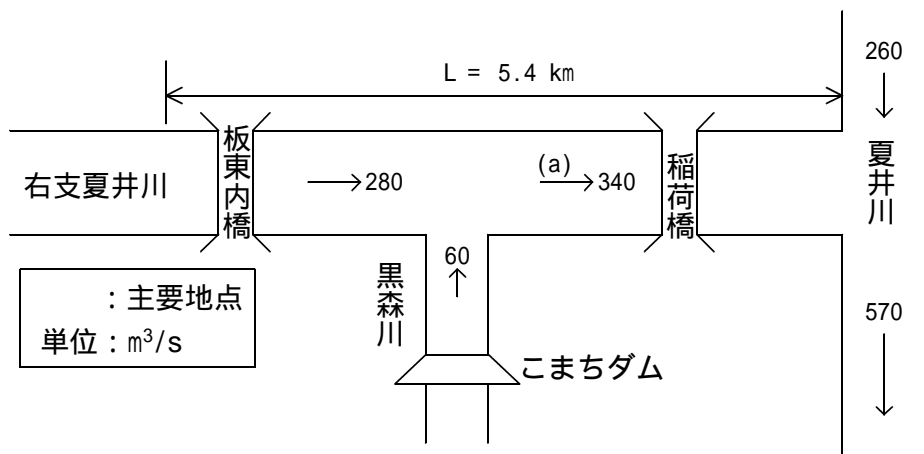
1 右支夏井川（本川合流部～本飯豊地区）

夏井川合流点から小野町本飯豊地区間（約5.4km）において、小野町の洪水防御のため河道掘削により河積を拡大し、昭和61年8月の洪水による浸水被害を解消できるようにするものとする。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澁筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

また、周辺の関連事業との整合を図り、人々が水辺に親しめるような施設整備も併せて行うものとする。

流量配分図



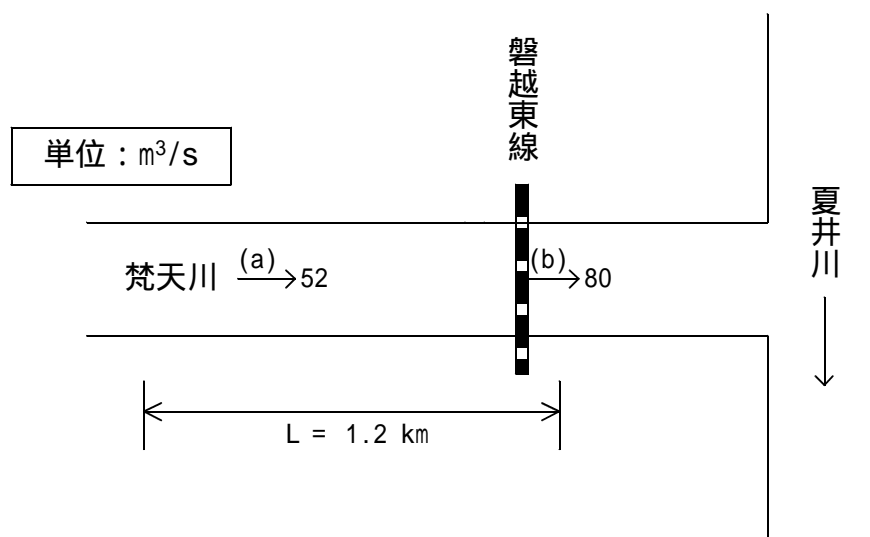
(a)右支夏井川 稲荷橋地点（本川合流点から 2.20km）

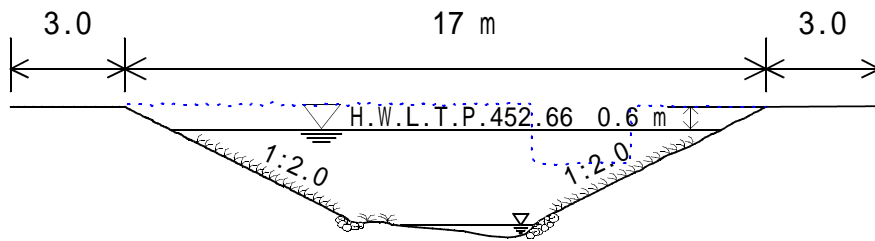
2 梵天川（滝根町神俣地区～下城地区）

滝根町神俣地区から下城地区間（約1.2km）において、滝根町の洪水防御のため河道掘削により河積を拡大し、昭和61年8月の洪水による浸水被害を解消できるようにする。

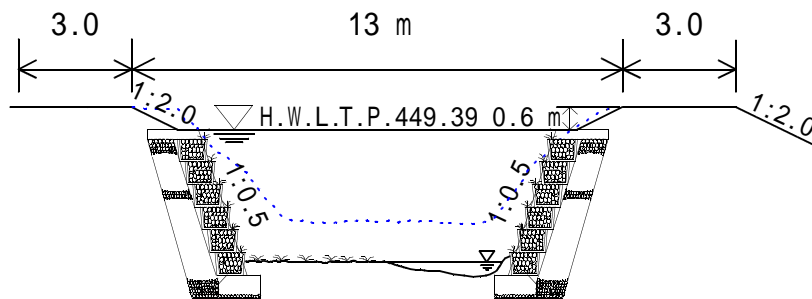
また、合流部からJR橋の区間においては、市街化の進んだ周辺の土地制約状況等から、河川の法勾配を1：0.5とするが、護岸形式については、自然環境に配慮した構造を採用する。一方、JR橋より上流においては、出来る限り現在の澁筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

流量配分図





(a) 梵天川 下城地区 (本川合流点から 1.68km)



(b) 梵天川 JR橋下流地点 (本川合流点から 1.0km)

護岸構造については、工事実施時において変更となる場合があります。

3 4 黒森川（小野町菖蒲谷地区）

小野町大字菖蒲谷地先に黒森川の洪水調節を目的にこまちダムを建設し、基準地点右支夏井川合流点において基本高水流量 $100\text{m}^3/\text{s}$ を $60\text{m}^3/\text{s}$ に低減する。併せて、ダムより下流約 1.8km の区間を河道掘削、築堤により河積の拡大を行う。

なお、実施にあたっては自然環境に配慮し、出来る限り現在の澇筋を活かしながら、人々が水辺に親しめるような河川空間づくりに努める。

また、こまちダムにより小野町の新たな水道用水 $1,500\text{m}^3/\text{日}$ の確保を行うとともに、10年に1回程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能の維持に必要な流量として、ダム下流地点で代かき期及びかんがい期におおむね $0.09\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期におおむね $0.04\text{m}^3/\text{s}$ の流量を確保するものとする。

ダム建設工事実施にあたっては、ダム建設による河川や周辺の自然環境への影響及び工事に伴う影響の軽減を図るとともにダム湖周辺は森と湖に親しめるよう親水性を考慮した整備を行う。

なお、こまちダムの諸元を以下に示す。

こまちダムの諸元

位 置：左岸（田村郡小野町大字菖蒲谷地先）
右岸（田村郡小野町大字菖蒲谷地先）

形 式：重力式コンクリートダム

堤 高：約 41m

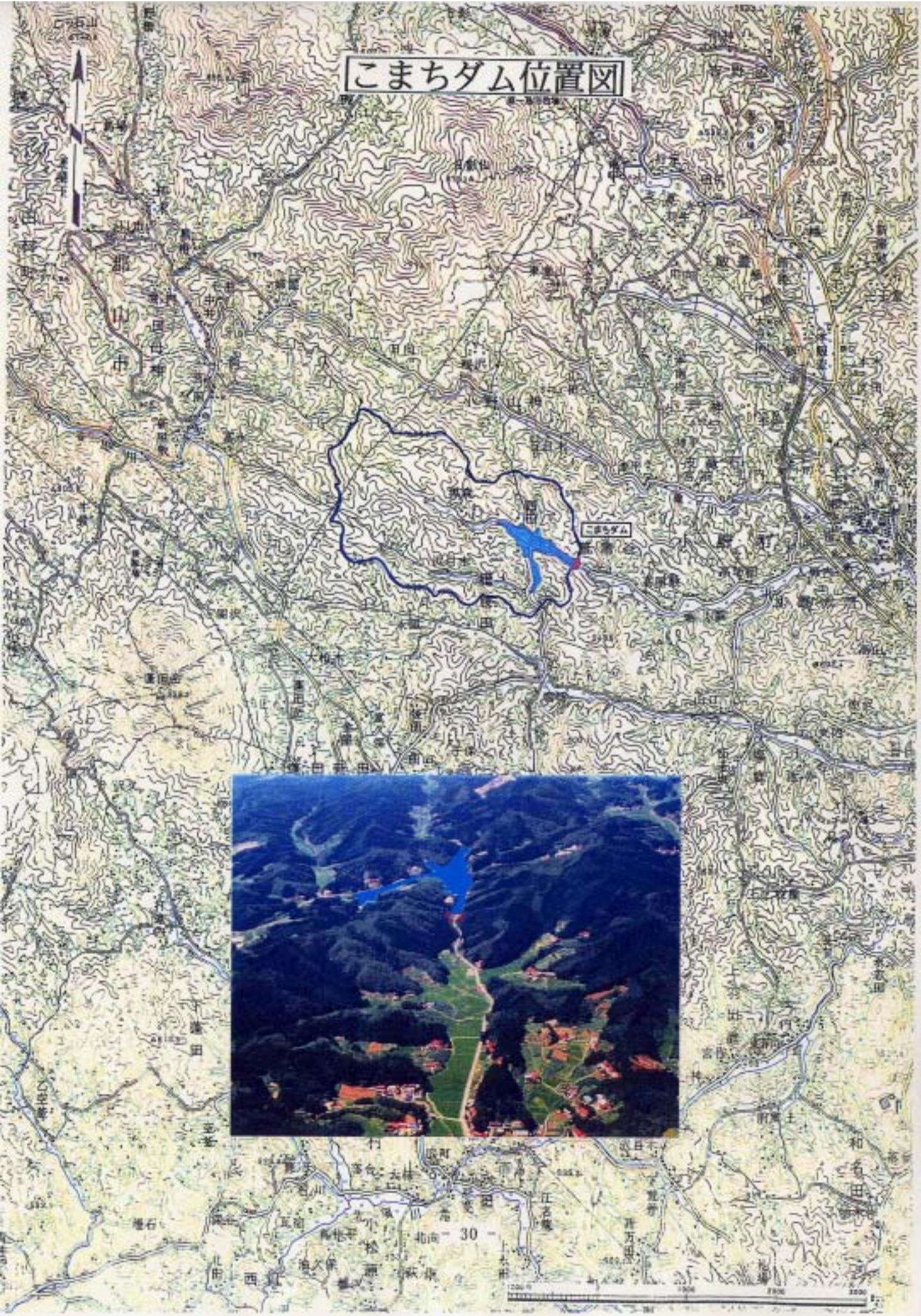
堤 頂 長：約 190m

総貯水容量：約 $800,000\text{m}^3$

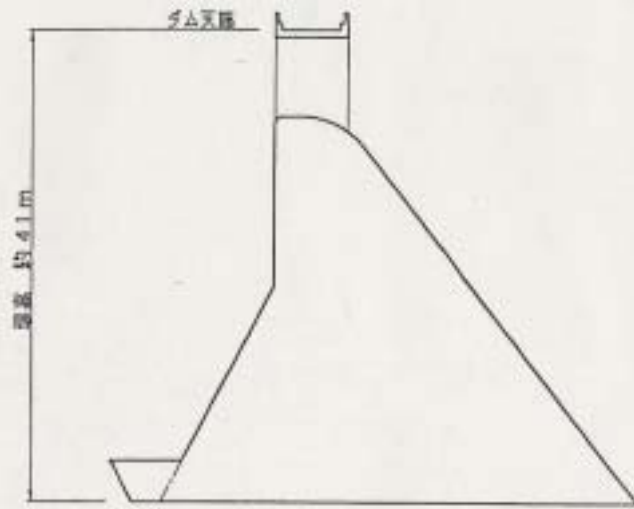
湛水面積：約 0.17km^2

目 的：洪水調節、流水の正常な機能の維持
新規水道用水

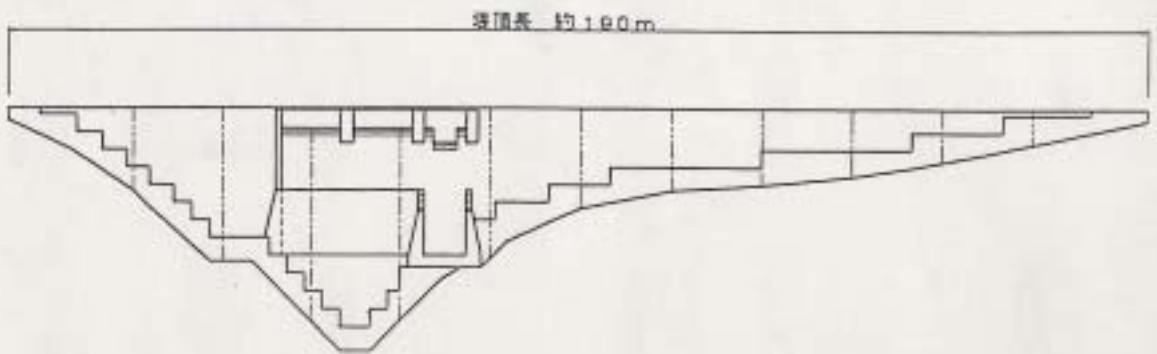
こまちダム位置図



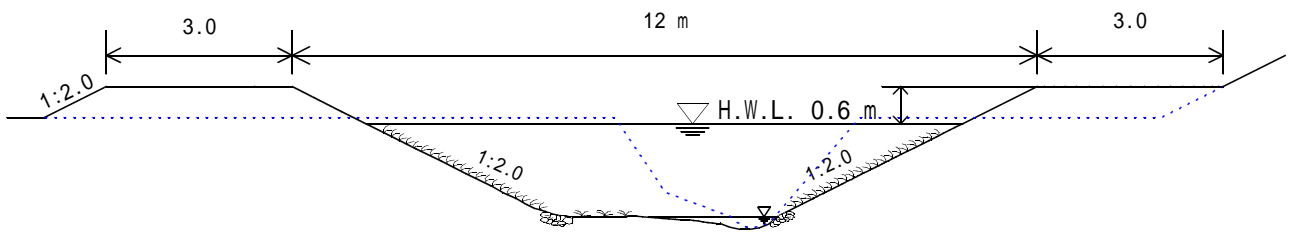
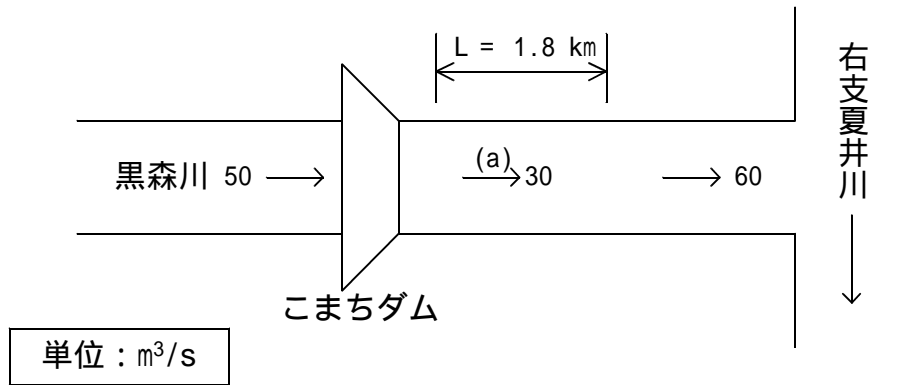
越流部標準断面図



ダム下流面図



流量配分図



(a)黒森川 菖蒲谷地区

2 河川の維持の目的、種類、施工の場所

(1) 河川の維持の目的

本流域の特性を踏まえつつ、洪水等による災害の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持等の河川環境の整備と保全を総合的に行うことを目的とする。

(2) 河川の維持の種類及び施工の場所

ア 災害の発生を防ぐための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

ダム、堰等の河川構造物が常に機能を十分に発揮できるように、出水期前点検、臨時点検、定期的な点検・整備を行うと共に、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修・塗装等を行う。

河川管理施設の機能低下及び質的低下の原因としては、洪水等の外力によるものと経年的な劣化や老朽化によるものがあるが、前者については速やかに、後者については計画的に対策を講じる。

また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法等の講習会、および的確な操作が実施できるような操作環境・操作体制の改善を必要に応じて行うこととする。

(イ) 河川情報の管理

河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や濁水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測・収集して情報の提供を行う。

イ 洪水管理

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動や、防災関係機関(報道機関、消防、警察、通信、電力等)との協力体制の強化を図る。

洪水時は河川情報の収集を行い、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供を図る。

ウ 地震対策

気象庁が発表する震度およびダム等に設置される地震計の観測値が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を配置し、河川管理施設の点検や情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努める。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ 水量、水質への対応

(ア) 水量、水質の監視

愛谷堰地点で水量、水質の監視を行うと共に、小川江堰地点においても水質の観測を行い、必要に応じて地域への情報提供を行うと共に、水量減少時には水利用等の調整により水量の保全を行う。

(イ) 啓蒙活動

節水意識の向上や生活雑排水を直接河川へ流さないよう呼びかけるなどの啓蒙活動を行う。

(ウ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息・生育する動植物のみならず、水利用者にも多大な被害を与える。平時、汚染源に関する情報の把握を行うとともに、発生時には迅速で適切な対応ができるように連絡体制の強化、水質事故訓練等を行う。

オ ゴミ、土砂、車両等の不法投棄の防止

地域と一体となった一斉清掃等の河川美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努めると共に、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者に撤去させるものとする。

3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

ア 河川情報の提供に関する事項

(ア) 常時の情報提供

夏井川水系を適切に整備・保全する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に創り出す河川愛護・美化の普及を促すため、河川管理者として収集した河川に関する情報(水質、水量、景勝地、動植物の生態、河川空間および施設等の利用状況、新規事業等)をインターネット・情報誌・パンフレット等を通して公開し、地域住民との情報の共有化を図るものとする。

また、洪水時の避難経路や避難場所等の避難情報を住民に提供するため、市町村が作成する洪水ハザードマップ等に対し、情報や資料の提供を行う。

(イ) 洪水時の情報提供

洪水時は河川情報(降雨量、水位、流量等)の収集を行い、関係機関に速やかに分かりやすいかたちで発表するとともに、洪水情報の迅速な提供を図る。

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア 常時の連携

前述の手段(インターネット・情報誌・パンフレット等)を通して各種情報を提供するとともに、地域住民からの河川に関する情報が収集できる体制づくりを進め、地域との連携を強化して河川清掃等のボランティア運動やイベント開催等のレクリエーション活動の支援を行なうものとする。また、作成された洪水ハザードマップを利用して市町村等の関係機関と連携し、住民の防災意識の向上や自主的な被害軽減行動の促進を図るものとする。

河川は源流部から河口まで流域全体の様々な繋がりの上に存在しており、河川の治水、利水、環境整備の計画は、河川区域のみならず流域全体で考えるよう努めるものとする。

本河川整備計画では、河川の治水安全度を高めるために、洪水調節施設の必要性和森林等の持つ保水力を同時に考え、関係機関と横の連携を深めつつ、流域内の森林等の保全を図れるよう支援する。また、積極的に他機関や地域住民と連携しながら、流域全体の保水力維持について考慮していく。

イ 洪水時の連携

河川管理者と防災関係機関(報道機関、消防、警察、通信、電力等)の防災情報伝達システムの強化に努めるものとする。